

GOSHI

合志技研 CSRガイドライン

2017年1月24日

合志技研工業株式会社

【目次】

I. はじめに	2
II. G O S H I 基本理念とC S Rについて	3
III. C S Rガイドライン概要について	6
IV. 発行者および問い合わせ先	10

I. はじめに

近年、経済のグローバル化の進展から自由貿易などの拡大やIT化の進行により世界的規模でボーダレス時代へと変化するなど、企業を取り巻く環境はますます多様化しています。特に、地球温暖化など世界共通の社会的課題に対し企業が積極的に関わっていき、よりよい持続可能な社会の実現に向けて企業の社会的責任（＝CSR※1）を果たすことへの期待が高まっています。

一方、事業のグローバル展開に伴い、ステークホルダー※2も多国籍・多様化が進み、各国の文化、歴史などを考慮したCSRの取り組みも求められています。

GOSHIでは、これまでGOSHI基本理念に基づき、環境や安全の領域を始め様々な領域で社会的責任を果たす取り組みに努めてきました。

今後は、社会からのCSRの取り組みに対する期待の高まりに伴い、GOSHIのみならず重要なビジネスパートナーである従業員やグループ企業さらには、お取引先の皆様にも「GOSHIのCSRの考え方」をご理解・ご協力いただきながら一体となって推進していくことが必要不可欠と考え、この度、「CSRガイドライン」を発行する運びとなりました。

本ガイドラインを通じて、従業員およびグループ企業ならびにお取引先様とGOSHIが「CSR」に関し共通認識をもち、積極的なCSR活動を展開していくことで、ともに社会から存在を期待され、成長し続けていきたいと考えています。

合志技研工業株式会社
代表取締役社長

松原 美樹

※1. Corporate Social Responsibilityの略

※2. お客様、販売会社、お取引先、従業員、株主、地域・社会など利害関係者のこと。

II. G O S H I 基本理念とC S Rについて

G O S H I の基本理念は、社是と基本方針から形成されており、これは、グループすべての企業活動の基礎であり、グループを構成する人のみならず、わたしたちがビジネスを行う対象や、ともに仕事を進める人々や企業との関係に適用すべき精神であると考えています。

G O S H I は、この価値観をベースに社会から信頼を得て、企業の社会的責任を果たしていきたいと考えます。

<G O S H I の基本理念>

【社 是】

『わたしたちは顧客のニーズに応じて、
時代に即応する優れた製品を生産する。』

【基本方針】

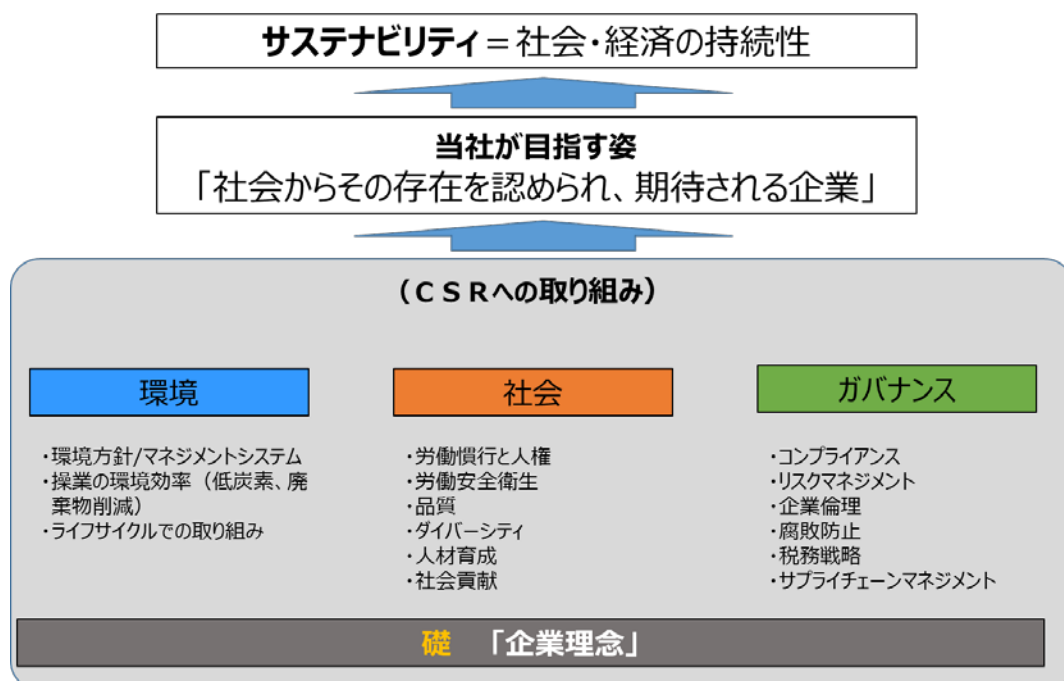
1. 人間性を尊重し、常に明るく働きがいのある職場をつくること
2. 夢と若さを保ち、活気のある企業を目指すこと
3. 理論と時間を重んじ、独自の技術を追求すること
4. 常に創意と工夫のもとに品質とコストを追求すること
5. 企業活動を通じて社会に貢献すること

GOSHIのCSRの考え方

GOSHIは、CSR=企業の社会的責任を「**社会から期待される活動をグローバルな方針・目標に基づいて実践・発信することにより社会と喜びを共有し、社会とともに存在する企業となること**」と定義し、創業時からあらゆる領域で社会的責任を果たす取り組みを行ってきました。

そして、GOSHIのCSR活動は、前述したGOSHI基本理念を原点として、「環境」「社会」「ガバナンス」の3つの柱で取り組みを行い、21世紀の方向性である「社会からその存在を認められ、期待される企業」の実現を目指しています。

また、企業活動において関わり合いのある様々なステークホルダーに対し、責任を果たし、社会との喜びの共有を実現するよう努めています。



■各ステークホルダーに対する基本姿勢

<お客様>

質の高い商品やサービスを提供することに全力を尽くし、世界中のお客様と喜びを分かち合う。

<お取引先様>

自立、平等、信頼という人間尊重の理念に基づきパートナーシップを築き、お客様に「買う喜び」を感じていただける品質の高い商品を共創することを通じて「作る喜び」を共有する。

<従業員>

自立、平等、信頼という人間尊重の理念に基づき主体性の尊重・公平の原則・相互信頼の原則によって、従業員一人ひとりがお客様や社会と喜びを分かち合うため、高い志をもってチャレンジングな行動を期待する。

<株主・出資者>

企業情報の適切な情報開示を通じて株主や出資者とのコミュニケーションの充実を図り、信頼と共感を高めることに努める。

<地域・社会>

地域や社会に迷惑をかけないことは勿論のこと、企業活動を通じて地域や社会に喜んでいただける企業であることを期待する。

Ⅲ. CSRガイドライン概要について

このガイドラインは、社会からその存在を認められ、期待される企業を目指し、すべてのステークホルダーの皆さんに「CSR」というものをご理解いただき、推進するために、CSRに関する共有項目をまとめました。

※このガイドラインは、Hondaの「サプライヤーCSRガイドライン」を基本にGOSHIの基本理念などを織り込んでまとめてあります。

【CSRの各共通項目に対するGOSHIの基本的な考え方】

1. 品質・安全

「お客様一人の例外もなしに満足いただき、信用していただくためには、いかなる困難をも克服して100%の良品を実現する」を目指して、開発・生産・販売の全ての段階で品質の高い製品づくりに努める。

2. 人権・労働への配慮

GOSHI基本理念の考えに則り、すべての従業員およびお取引先などの関係先の意思や人権を尊重し、公平に取り扱う。

3. 地球環境への配慮

「地球環境保全」を企業方針の重要な柱として商品開発から生産、破棄に至るリサイクル全体での環境負荷の低減を目指す。その活動を効果的に行うために、環境負荷物質の低減を図ると同時に、環境を配慮した製品の購入に努める。

また、企業活動の全てにおいて生物多様性の保全を目指す。

4. 公正な取引・倫理

遵法精神が高い企業であるために社会の一員として法律を誠実に遵守し、かつ社会の常識に則った倫理的行動に努める。

5. 情報開示

社会から信頼と共感をより高めるため迅速かつ適切な情報開示を図り透明性を高めることに努める。

6. 地域・社会との共生

企業活動を通じて地域や社会に喜んでいただける企業であり続けるために社会活動に取り組んでいく。

【CSRの具体的な推進項目】

1. 安全・品質

- ① 顧客ニーズに応える製品・サービスの提供
顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発・提供する。
- ② 製品・サービスに関する適切な情報の提供
製品・サービスに関する適切な情報を顧客に提供する。
- ③ 製品・サービスの安全確保
各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。
- ④ 製品・サービスの品質確保
品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2. 人権・労働

- ① 差別撤廃
あらゆる雇用の場面において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。
- ② 人権尊重
人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。また、従業員の身分を証明する証を不正に取得したり、本人の意思に反して取り上げたりしない。
- ③ 児童労働の禁止
各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。
- ④ 強制労働の禁止
全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。
- ⑤ 賃金
最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。
- ⑥ 労働時間
従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

⑦ 従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

⑧ 安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

⑨ 紛争鉱物*への対応

紛争鉱物の使用状況についてサプライチェーンの調査を行い、懸念ある鉱物の仕様が判明した場合は、使用回避に向けた取り組みに努める。

*コンゴ民主共和国及び周辺国産で、武装勢力の資金源や紛争地域での人権侵害に関わっているとされる鉱物。

3. 環境

① 環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

② 温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

③ 大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

④ 省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

⑤ 化学物質管理

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。

製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

4. コンプライアンス

① 法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。

コンプライアンス徹底の為の、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

② 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

③ 腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。

④ 機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適切な範囲で利用し、保護する。

⑤ 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

⑥ 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

5. 情報開示

① ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

IV. 発行者及び問い合わせ先

ガイドラインに関するお問い合わせは下記までをお願いいたします。

<発行者>

合志技研工業株式会社
経営会議

<問い合わせ先>

合志技研工業株式会社
管理部 総務ブロック
TEL 096-248-2431

GOSHI

2017年1月24日 発行